

砥部町・広田村合併協議会

第4回協議会次第

日時：平成15年12月8日(月)午後2時～

場所：広田村農業研修センター2階ホール

1.開会

2.会長あいさつ

3.会議録署名人の指名について

4.報告事項

- (1) 議員定数等検討小委員会の協議状況報告
- (2) 新町建設計画検討小委員会の協議状況報告

5.議事

(1) 継続協議

- 協議第10号 一般職員の身分の取扱いについて
- 協議第11号 町・字の区域、名称の取扱いについて
- 協議第12号 慣行の取扱いについて
- 協議第13号 電算システムの取扱いについて
- 協議第14号 広報広聴事業の取扱いについて
- 協議第15号 納税業務の取扱いについて
- 協議第16号 社会福祉協議会の取扱いについて

(2) 協議

- 協議第17号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第18号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第19号 情報公開制度の取扱いについて
- 協議第20号 窓口業務の取扱いについて
- 協議第21号 上・下水道の取扱いについて

(3) その他

第 5 回砥部町・広田村合併協議会の日程と協議予定事項について

6 . その他

7 . 副会長あいさつ

8 . 閉 会

砥部町・広田村合併協議会

第4回会議資料

日時：平成15年12月8日（月）14時～

場所：広田村農業研修センター2階ホール

配 布 資 料 一 覧

(報 告 事 項)

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 議員定数等検討小委員会の協議状況報告 | 1 |
| 2 | 新町建設計画検討小委員会の協議状況報告 | 3 |

(継 続 協 議)

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 3 | 一般職員の身分の取扱いについて | 6 |
| 4 | 町・字の区域、名称の取扱いについて | 7 |
| 5 | 慣行の取扱いについて | 8 |
| 6 | 電算システムの取扱いについて | 9 |
| 7 | 広報広聴事業の取扱いについて | 10 |
| 8 | 納税業務の取扱いについて | 11 |
| 9 | 社会福祉協議会の取扱いについて | 12 |

(協 議)

- | | | |
|----|----------------|----|
| 10 | 介護保険事業の取扱いについて | 13 |
| 11 | 行政連絡機構の取扱いについて | 24 |
| 12 | 情報公開制度の取扱いについて | 29 |
| 13 | 窓口業務の取扱いについて | 34 |
| 14 | 上・下水道の取扱いについて | 36 |

(その他)

- | | | |
|----|-----------------------------|----|
| 15 | 第5回砥部町・広田村合併協議会の日程・協議項目について | 45 |
|----|-----------------------------|----|

報 告 事 項

議員定数等検討小委員会 第3回委員会報告

開催日時：平成15年11月17日(月)午後2時～3時35分

開催場所：広田村農業研修センター2階ホール

出席委員：委員11名出席(欠席1名)

参考資料

四国内同規模自治体の人口及び議員数					
県名	市町名	平成12年国勢調査人口	議 員 定 数		平成15年1月1日現在
			条例定数	法定数	議員1人当り人口 /
愛媛	砥部町	20,961	18	26	1,165
	松前町	30,277	18	26	1,682
	伊予市	30,547	18	26	1,697
	八幡浜市	33,285	19	26	1,752
	北条市	28,547	18	26	1,586
	東予市	32,993	20	26	1,650
	重信町	23,658	18	26	1,314
香川県	三木町	28,769	20	26	1,438
	香川町	24,136	18	26	1,341
	国分寺町	23,158	16	26	1,447
	多度津町	23,657	18	26	1,314
徳島県	石井町	26,023	20	26	1,301
	藍住町	30,368	20	26	1,518
	鴨島町	25,288	20	26	1,264
高知県	安芸市	21,321	20	26	1,066
	土佐市	30,338	20	26	1,517
	須崎市	27,569	20	26	1,378
	宿毛市	25,970	18	26	1,443
	土佐山田町	22,427	21	26	1,068
	伊野町	24,612	20	26	1,231
平 均		26,695	19	26	1,408

議員定数別の議員1人当り人口・報酬				
(単位：人・千円)				
想定議員数	議員1人当り人口	1年間報酬額	4年間報酬額	備 考
5 2	425	195,812	783,248	特例法上限
2 8	788	106,160	424,640	現行(砥部18、広田10)
2 6	849	98,689	394,756	自治法上限定数
2 4	920	91,218	364,872	想定議員数
2 2	1,003	83,747	334,988	
2 0	1,104	76,276	305,104	
1 8	1,226	68,805	275,220	
1 6	1,380	61,334	245,336	
1 4	1,577	53,863	215,452	

有権者数割合の両町村の議員数						
	94.4%	5.6%	94.95%	5.05%		
議員定数	議員1人当り有権者	議員1人当り人口	砥部町	広田村	合計	備考
5 2	349	425	49 (49.09)	3 (2.91)	52	特例上限
2 8	648	788	26 (26.43)	2 (1.57)	28	現行
2 6	697	849	25 (24.54)	1 (1.46)	26	上限定数
2 4	756	920	23 (22.66)	1 (1.34)	24	想定定数
2 2	824	1,003	21 (20.77)	1 (1.23)	22	
2 0	907	1,104	19 (18.88)	1 (1.12)	20	
1 8	1,007	1,226	17 (16.99)	1 (1.01)	18	
1 6	1,133	1,380	15 (15.10)	1 (0.90)	16	
1 4	1,295	1,577	13 (13.22)	1 (0.78)	14	

意見

合併特例法の特例を適用するか、しないか。

1. 行財政改革の観点から、特例は適用するべきではない。
2. 住民生活に急激な変化を与えないため、在任特例を適用すべき。
3. どちらにしても、住民の皆様へ納得していただける根拠が大事。

条例定数について

1. 現在の砥部町の議員定数 18 人とすべき。
2. 同規模自治体との均衡が必要。

選挙区の設置について

1. 最初の選挙に限り、選挙区の設置は必要である。
2. 広田村としては、選挙区の設置は有難い。

選挙区毎の定数について

1. 平等割だけでは、広田村が 1 人となる。均等割りと平等割を併用すべき。
2. 18 人の定数の場合、砥部町 16 人、広田村 2 人。
3. 広田村としては、出来るだけ砥部町の理解がほしい。

次回以降も、慎重に協議・意見集約の必要があり、結論を出すには到らなかった。

第 4 回議員定数等検討小委員会は、12 月 8 日 (月) 第 4 回協議会終了後に、広田村農業研修センター 2 階ホールで、開催することに決定しました。

新町建設計画検討小委員会 第4回委員会報告

開催日時：平成15年11月6日（木）午後3時45分～5時

開催場所：砥部町文化会館3階視聴覚室

出席委員：委員14名出席

1. 議 題

新町建設計画の基本方針について

第2回小委員会で審議した新町の建設の基本方針について、別添のとおりとしました。なお、新町の将来像は、職員提案の中から選ぶこととし、次回に決定することとしました。

土地利用構想について

土地利用構想は、次の八つにゾーン分けをし、それぞれの利用、活用方針を定めました。

- ・ 森林ゾーン
- ・ 沿道商業ゾーン
- ・ 農業ゾーン
- ・ 自然交流ゾーン
- ・ 住宅ゾーン
- ・ 「砥部焼の里」ゾーン
- ・ 工業ゾーン
- ・ 地域センターゾーン

公共施設の適正配置等について

建設計画の第7章として、内容を検討しました。

その他

- ・ 新町の将来像（絵）の募集をすることとしました。募集期限は、1月16日までとし、最終選考は、小委員会で行うことにしました。
- ・ バス運行について再検討し、対象を高齢者などに絞り、運行範囲をとべ温泉と町内の福祉施設に絞る福祉バス事業とするなど大まかな方向を定めました。

新町建設計画検討小委員会 第5回委員会報告

開催日時：平成15年11月21日（金）午後2時～3時50分

開催場所：広田村農業研修センター2階ホール

出席委員：委員9名出席

1. 議 題

将来像について

小委員会委員で投票し、「焼きものと緑はぐくむ砥部の里」に決定しました。

主要事業の概算事業費について

11月20日現在での主要事業の概算費用について、下記のとおりとしました。

単位：千円

主 要 分 野	概 算 費 用
健康で安心して暮らせる、温かなまちを目指して（保健・医療・福祉）	61,600
豊かでゆとりをもって暮らせる、潤いあるまちを目指して（生活環境・都市基盤）	2,007,100
地域を誇り、輝く個性を創造する人とまちを目指して（教育・文化）	3,821,283
産業に活力がみなぎり、交流と賑わいのあるまちを目指して（産業・観光）	1,234,916
住民と行政が信頼で結ばれたまちを目指して（行財政運営）	459,074
計	7,583,973

* 事業費は、11月20日現在での概算費用のため、今後増減する場合がある。

事業費には、特別会計分及び合併に係る基金の造成分は含んでいない。

新町建設計画検討小委員会 第6回委員会報告

開催日時：平成15年12月4日（木）午後2時～3時

開催場所：砥部町文化会館3階会議室3

出席委員：委員13名出席

1. 議 題

新町戦略プロジェクトについて

新町の将来像実現のため、重点的・戦略的に行っていくことで、地域の発展に大きく寄与すると考えられる事業については、新町戦略プロジェクトし、次のとおり決めました。

健康とベ プロジェクト

- 「健康とベ21計画（仮称）」の策定
- 温泉を利用した健康づくり
- 福祉の里（エリア）づくりの推進
- ストレッチ運動の出前普及
- スポーツ大会の開催
- コミュニティー広場施設整備
- 子育て支援センターの設立

環境のまち プロジェクト

- 公共下水道の整備
- 農業集落排水整備・合併処理浄化槽設置整備
- 環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画の策定
- 花いっぱい運動の推進、砥部焼・木材等を生かした景観づくり

住民交流 プロジェクト

- 国道379号線および県道の改良、町道・生活道路の整備・改修
- 特色ある芸術文化の祭典の開催
- 生涯学習施設の整備充実
- 情報通信設備の整備
- 総合型地域スポーツクラブの設立

飛翔とベ プロジェクト

- 砥部焼を生かしたまちづくりの推進
- 森林整備事業（間伐等の推進）
- 地産地消の推進
- 安全な農作物生産の推進
- 生産法人の育成・支援体制づくり

みんなのまちづくり プロジェクト

- 自治会やNPO(非営利組織)など、新しい住民組織への支援
- 行政組織の再編
- 地域活動への職員の参加促進
- 広報紙の充実とインターネットなどによる地域情報の提供
- 道路里親制度・河川里親制度の普及・啓発

主要事業(再)について

主要事業の追加、削除をするとともに、合併市町村振興の基金造成額7億2000万円ほかを追加しました。

主 要 分 野	概 算 費 用
健康で安心して暮らせる、温かなまちを目指して（保健・医療・福祉）	61,600
豊かでゆとりをもって暮らせる、潤いあるまちを目指して（生活環境・都市基盤）	2,007,100
地域を誇り、輝く個性を創造する人とまちを目指して（教育・文化）	3,821,283
産業に活力がみなぎり、交流と賑わいのあるまちを目指して（産業・観光）	1,284,916 (1,234,916)
住民と行政が信頼で結ばれたまちを目指して(行財政運営)	1,179,074 (459,074)
計	8,353,973 (7,583,973)

財政計画について

主要事業等を加味して、次のとおりとしました。

前期財政計画

【歳入】

単位：千円

区 分	平 17 年度	平 18 年度	平 19 年度	平 20 年度	平 21 年度
地方税	1,803,446	1,781,730	1,810,850	1,842,199	1,825,524
地方譲与税	100,921	103,037	105,200	107,411	109,671
利子割交付金	21,100	21,100	21,100	21,100	21,100
地方消費税交付金	158,500	158,500	158,500	158,500	158,500
自動車取得税交付金	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500
地方特例交付金	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
地方交付税	2,437,550	2,459,924	2,463,347	2,341,529	2,384,995
交通安全対策特別交付金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
分担金及び負担金	123,500	123,500	123,500	123,500	123,500
使用料及び手数料	171,350	181,350	181,350	181,350	181,350
国庫支出金	545,029	457,265	294,450	451,050	372,650
県支出金	415,631	426,431	400,540	401,380	424,040
財産収入	13,153	13,153	13,153	13,153	13,153
寄附金	0	0	0	0	0
繰入金	0	0	0	0	0
諸収入	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
地方債	1,851,300	1,649,200	1,225,800	1,215,400	1,093,000
合 計	7,838,980	7,572,690	6,995,290	7,054,072	6,904,983

【歳出】

単位：千円

区 分	平 17 年度	平 18 年度	平 19 年度	平 20 年度	平 21 年度
人件費	1,672,482	1,659,197	1,608,557	1,595,272	1,581,987
扶助費	318,982	322,059	325,374	328,627	331,914
公債費	1,098,325	1,087,471	1,081,521	1,090,339	1,122,600
物件費	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
維持補修費	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
補助費等	790,000	790,000	790,000	790,000	790,000
繰出金	534,392	612,119	606,041	659,162	623,485
積立金	720,000	50,000	50,000	50,000	50,000

投資・出資・貸付金	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
普通建設事業費	1,381,599	1,728,644	1,210,597	1,217,472	1,081,797
災害復旧事業費	0	0	0	0	0
合 計	7,838,980	7,572,690	6,995,290	7,054,072	6,904,983

【財政調整基金】

単位：千円

年度末残高	1,356,740	1,406,740	1,456,740	1,506,740	1,556,740
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

後期財政計画

【歳 入】

単位：千円

区 分	平 22 年度	平 23 年度	平 24 年度	平 25 年度	平 26 年度
地方税	1,825,524	1,825,524	1,825,524	1,825,524	1,825,524
地方譲与税	110,072	110,478	110,890	111,307	111,730
利子割交付金	21,100	21,100	21,100	21,100	21,100
地方消費税交付金	158,500	158,500	158,500	158,500	158,500
自動車取得税交付金	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500
地方特例交付金	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
地方交付税	2,383,219	2,404,558	2,423,635	2,439,184	2,450,611
交通安全対策特別交付金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
分担金及び負担金	123,500	123,500	123,500	123,500	123,500
使用料及び手数料	181,350	181,350	181,350	181,350	181,350
国庫支出金	361,550	342,050	306,550	289,050	379,050
県支出金	411,540	437,540	431,540	409,040	416,540
財産収入	13,153	13,153	13,153	13,153	13,153
寄附金	0	0	0	0	0
繰入金	0	0	0	0	0
諸収入	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
地方債	1,035,500	908,600	987,500	1,029,200	1,377,300
合 計	6,822,508	6,723,853	6,780,742	6,798,408	7,255,858

【歳 出】

単位：千円

区 分	平 22 年度	平 23 年度	平 24 年度	平 25 年度	平 26 年度
人件費	1,568,702	1,555,417	1,542,132	1,528,847	1,515,562
扶助費	331,914	331,914	331,914	331,914	331,914
公債費	1,165,747	1,207,738	1,200,421	1,177,102	1,187,044

物件費	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
維持補修費	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
補助費等	790,000	790,000	790,000	790,000	790,000
繰出金	633,975	654,515	709,186	746,186	774,186
積立金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
投資・出資・貸付金	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
普通建設事業費	958,970	811,069	833,889	851,159	1,283,952
災害復旧事業費	0	0	0	0	0
合 計	6,822,508	6,723,853	6,780,742	6,798,408	7,255,858

【財政調整基金】

単位：千円

年度末残高	1,606,740	1,656,740	1,706,740	1,756,740	1,806,740
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

その他

第7回新町建設計画検討小委員会を、12月24日（水）午後2時から広田村で開催することとしました。

将来像



まちづくり
の視点

住民・行政が連携・協働するまちづくり

自然と共生する、資源循環型のまちづくり

地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるまちづくり



保健・医療・福祉

健康で安心して暮らせる、温かなまちを目指して

- (1) 生涯健康づくりの推進
- (2) 安心して暮らせる地域医療体制の整備・充実
- (3) 笑顔の見える「福祉のまち」づくりの推進
- (4) 地域で支え合う温もりの福祉社会づくり

生活環境・都市基盤

豊かでゆとりをもって暮らせる、潤いあるまちを目指して

- (1) 豊かな自然環境の保全と活用
- (2) 人と地球にやさしい生活環境の整備
- (3) ゆとりをもって暮らせる安心安全の確保
- (4) 地域基盤の整備

教育・文化

地域を誇り、輝く個性を創造する人とまちを目指して

- (1) 地域で学ぶ生涯学習環境の整備・充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 地域と織りなす文化の振興
- (4) スポーツ・レクリエーションの振興

産業・観光

産業に活力がみなぎり、交流と賑わいのあるまちを目指して

- (1) 活力を生む農業・林業の振興
- (2) 賑わいをつくる商業・工業・観光の振興
- (3) 明日を拓く地域産業の育成

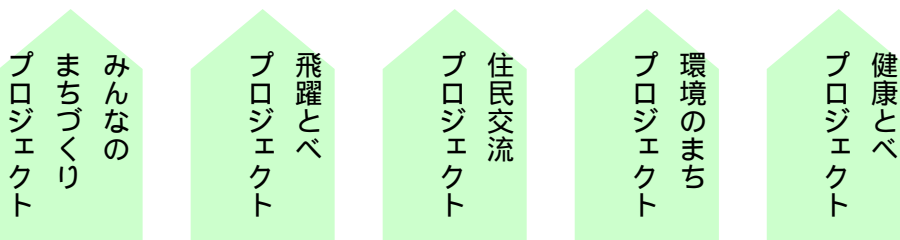
行財政運営

住民と行政が信頼で結ばれたまちを目指して

- (1) 笑顔で集うまちづくり活動の推進
- (2) 行財政運営の健全化

基本目標と
主要施策

戦略
プロジェクト



協

議

協議第10号

一般職員の身分の取扱いについて

一般職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年11月6日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

一般職員の身分の取扱いについて

砥部町、広田村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

1. 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
2. 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
3. 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。
4. 職員の給与については、適正化の観点から基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後5年を目標に給料の格差是正を行うものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 1 1 号

町・字の区域、名称の取扱いについて

町・字の区域、名称の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

町・字の区域、名称の取扱いについて
1 . 字の区域は、従前のおりとする。 2 . 町、字の名称については、次のとおりとする。 砥部町は、従前のおりとし、広田村は、「伊予郡広田村」を 「伊予郡砥部町」と変更する。

平成 年 月 日確認

協議第 1 2 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

慣行の取扱いについて
1 . 町章については、合併時までに公募等により制定する。
2 . 町民憲章については、合併時までに公募等により制定する。
3 . 町の花・木については、合併後新たに制定する。
4 . 町のキャッチフレーズは、合併時までに公募等により制定する。
5 . 宣言・決議については、合併後新たに制定する。
6 . 町の歌については、合併後必要に応じて制作する。旧町村の歌はそのまま存続するものとする。
7 . 名誉町民については、すでにその功績をたたえるためその称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐものとし、接遇及び特典については、砥部町の例により調整する。
8 . 表彰については、合併時に新たに表彰に関する制度を制定する。

平成 年 月 日確認

協議第13号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年11月6日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

電算システムの取扱いについて
新町の電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時に統合し、庁舎間ネットワークにより運用する。また、単独処理業務システムについても、合併後事務の低下を招かないよう随時調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 1 4 号

広報広聴事業の取扱いについて

広報広聴事業の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

広報広聴事業の取扱いについて
<ol style="list-style-type: none">1 . 広報紙については、砥部町の例により毎月 1 日発行とし、全世帯に配布するものとする。2 . ホームページについては、新町発足後速やかに新町のホームページを開設する。3 . 広聴業務については、合併時に砥部町の例により調整し、引き続き情報の収集に努めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 1 5 号

納税業務の取扱いについて

納税業務の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 6 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

納税業務の取扱いについて
1 . 広田村で実施している前納報奨金は、平成 17 年度から廃止する。
2 . 証明手数料については、合併時に砥部町の例により調整する。
3 . 広田村の納税組合は、個人情報保護のため平成 1 6 年度末をもって廃止する。
4 . 督促手数料については、合併時に砥部町の例により調整する。

平成 年 月 日確認

協議第16号

社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年11月6日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

社会福祉協議会の取扱いについて
1．社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併時に統合に向けて調整に努める。
2．新町においても、社会福祉協議会と連携し、積極的な事業展開を図るとともに必要な支援を継続して実施する。

平成 年 月 日確認

協議第17号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年12月8日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

介護保険事業の取扱いについて
1. 介護保険事業計画は、第2期事業運営期間の終期（平成17年度）まで、2町村の計画の集合をもって新町の介護保険事業計画とする。
2. 介護保険料は、合併年度は旧町村の例によることとし、平成17年度から統一する。
3. 介護認定審査会は、合併時に新たな制度を創設する。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議番号	22
専門部会名	厚生部会	分科会名	国保・介護分科会

1. 介護保険事業計画

(1) 介護保険事業計画の主旨

介護保険事業計画は、介護保険法の基本理念を踏まえ、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施（支援）を計画的に実現するために、介護保険法第117条の規定に基づき定める。

第2期介護保険事業計画は平成15年4月から平成20年までの計画期間で、3年ごとに見直しを行う。従って、平成17年度に第3期運営期間に向けての見直し作業が予定されている。

第2期計画では、2町村とも要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態となることの予防に資することなどを重視した計画を定めており、高齢者が要介護状態になった場合にも、可能な限り住み慣れた家や町で生活できるような施策を展開するよう謳（うた）っている。

(2) 介護保険事業の概要

砥 部 町	広 田 村
<p>【計画期間】 第2期介護保険事業計画 平成15年4月から平成20年3月まで</p> <p>【基本理念】 1 要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態となることの予防に資する。 2 高齢者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、高齢者の選択に基づき、適切な保健医療サービスや福祉サービスが多様な事業者、施設から、総合的、効率的に提供される体制を築く。 3 高齢者が要介護状態になった場合にも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援する。高齢者の希望を最大限に尊重しながら、居宅サービスを重視する。</p>	<p>【計画期間】 第2期介護保険事業計画 平成15年4月から平成20年3月まで</p> <p>【基本理念】 人と村が“共働”で創るふれあいとやすらぎ育む峡の郷 - 人と人、人と行政が支え合う、人にやさしいむらづくり - 基本的視点 介護予防の取組みの充実 介護保険サービスの基盤整備 痴呆性高齢者への支援 総合的なケアマネジメントシステムの構築 サービスの質の向上 ボランティア活動と住民参加の実現 高齢者の社会参加</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

【将来人口の推計】						【将来人口の推計】					
	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
総人口 (人)	21,694	21,790	21,884	21,961	22,037	総人口 (人)	1,179	1,165	1,151	1,135	1,117
高齢化率 (%)	18.5	19.0	19.5	20.2	20.8	高齢化率 (%)	41.0	41.2	41.5	41.8	41.5
前期高齢者(人)	2,172	2,207	2,241	2,321	2,401	前期高齢者(人)	263	255	248	240	236
後期高齢者(人)	1,838	1,938	2,037	2,114	2,189	後期高齢者(人)	220	225	230	232	228
【推計要介護認定数】						【推計要介護認定数】					
	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
(人)	642	688	720	750	780	(人)	77	80	83	83	84
【標準給付費見込額】				【標準給付費見込額】							
	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年				平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年		
見込額 (円)	1,023,014,646	1,089,730,540	1,150,043,014			見込額 (円)	141,668,369	144,287,285	144,284,204		
【市町村特別給付】						【市町村特別給付】					
実施していない。						実施していない。					

(3) 介護保険事業計画を合併時に2町村の計画の集合とする根拠資料

平成 15 年 9 月 8 日全国介護保険担当課長会議資料 164 ページ

<市町村合併等広域化に係るQ & A > から抜粋

2 ただし、

新市町において、老人保健福祉に関する事業、介護保険事業の運営及び介護サービス基盤の整備が停滞することなく円滑に行われるよう、合併前に、合併協議会等において合併関係市町村による協議を行い、合併後の事業運営の内容や介護サービス基盤の整備の進め方について合意がなされており、

新市町における事業運営や介護サービス基盤の進め方が旧市町村の事業計画の内容と大きく異ならない

場合によっては、第2期事業運営期間の終期(平成17年度)までの間は、旧市町村の計画の集合をもって新市町の事業計画と取り扱う旨、合併協議会等において合併関係市町村による協議が行われ、了承が得られれば、そのように取り扱って差し支えない。

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

2. 介護保険料率（第1号被保険者）について

(1) 現行の介護保険料

段 階	保 険 料(年 額)		調 整 方 針
	砥 部 町	広 田 村	
第1段階	22,300 円	27,200 円	合併年度は、旧町村の例によることとし、平成17年度から統一する。
第2段階	33,500 円	40,800 円	
第3段階	44,700 円	54,400 円	
第4段階	55,900 円	68,000 円	
第5段階	67,100 円	81,600 円	

(2) 保険者（65歳以上）の標準（第3段階）保険料月額と比較と統一保険料とした場合の試算

区 分	砥部町	広田村	仮定 平成17年4月から統一保険料とした場合の保険料
第1期 12～14年度	3,075 円	2,165 円	
第2期 15～17年度	3,725 円	4,533 円	3,950 円 (砥部町 225 円増) (広田村 583 円減)
財政安定化基金借入額	-	20,399,000 円	
第2期保険料に含まれる 財政安定化基金償還額	-	258 円	
第2期期間中に予定して いる運営基金取崩額	10,000,000 円	-	
第2期保険料に含まれる 運営基金取崩による影響 額	70 円の減額	-	

仮定は、平成15年4月からの第2期介護保険事業計画を策定するために、厚生労働省から配布された『介護給付費ソフトウェア』の中の「第1号被保険者の保険料の推計」を使用して求めた。

合併時の新介護保険事業計画は、2町村の計画の集合をもって新計画とすると仮定した。

(3) 介護保険料を合併後3カ月間不均一賦課とするとする根拠資料

平成14年6月24日付け厚生労働省老健局介護保険課事務連絡

「保険料の不均一賦課について」から抜粋

介護保険の保険料は、負担の公平の観点から、一つの保険者においては一つであることが原則で

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

ある。しかしながら、広域連合、合併その他の広域化を行う場合において、関係市町村間で保険料に著しい格差があるため、全区域にわたって均一の保険料を賦課することが著しく衡平を欠くこととなり、ひいてはこれにより広域化を阻害すると認められるような事情がある場合には、**経過的な措置として、その衡平を欠く程度を限度に不均一の賦課を行うことが許容されるものと考えられる。**

ただし、不均一賦課が認められる期間については、国民健康保険料や地方税（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条）における取扱いとの均衡も踏まえ、広域化を行う事業運営期間及びその次の事業運営期間とすることが適当である。

3. 介護認定審査会

（1）伊予地区介護認定審査会の概要

目的 介護保険法第14条に規定する介護認定審査会

構成 伊予市、松前町、砥部町、双海町、中山町、広田村

委員定数 45人以内

関係市町村の長が協議して定める候補者について、伊予市長が選任

任期2年（再任可）

委員の互選により会長、副会長を選出

事務局は伊予市介護保険担当課

経費 関係1市4町1村が負担（経費の30%を均等割、残り70%を審査件数割）

事務手順

ア 審査会準備

（ア）申請情報、進捗状況、訪問調査結果、主治医意見書を審査会支援システムに取り込む。

（イ）すべての情報の入力作業後一時判定をし、事務局へ送信する。

イ 審査会情報の取り込み

審査データを審査会支援システムで受け取り、事務処理システムに取り込む。

ウ 認定結果の通知

事務処理システムから、認定結果通知及び被保険者証を送付する。

（2）伊予地区介護認定審査会の運営について

認定審査会運営方法（第3期）

ア 審査委員定数 45人

イ 審査委員数 45人

ウ 合議体定数（1合議体の定数）5合議体（7人）

エ 合議体数（1合議体の人数）5合議体（7人）

審査会委員の資格種別（第3期）

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

医療部門		保健部門		福祉部門	
医師	18人	保健師	10人	介護福祉士	2人
歯科医師	5人	理学療法士	4人	その他福祉関係者	5人
看護師	1人				

委員推薦方法（任期2年）

医師の場合は、伊予医師会からの推薦で、第1、2期については市町村ごとに精神科医を含めた委員の推薦を考慮していただいたが、第3期からは委員の確保が難しくなり、伊予医師会の会員の中で、介護保険主治医意見書を書いている医師の委員推薦と、新たに伊予歯科医師会から歯科医師の委員推薦となる。

他の委員は各市町村からの推薦である。

事務の運営について

介護保険法第27条第14項の規定に基づき、申請日から30日以内に認定結果を申請者に通知しなければならないので、認定調査が終わり、主治医意見書がそろった段階で、開催の早い順に審査会へ割当てする。

審査会は月曜から金曜まで毎日開催しており、どの審査会にでも割当てができる。

仮に、合併に伴って新町独自で審査会を運営することになると、審査会の委員数を確保できず、合議体の数が減る。このことで、現在の審査会の運営体制が維持できなくなること（30日以内に認定結果が通知できなくなること）は、住民サービスの低下を招くことになる。

また、伊予医師会、伊予地区歯科医師会は、合併に伴う体制の変化はなく、伊予地区介護認定審査会が現状のままの伊予市、松前町、双海町、中山町、広田村、砥部町の構成で引き継がれることを望んでいる。

砥部町・広田村合併協議会の協議項目参考法令資料

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議番号	22
専門部会名	厚生部会	分科会名	国保・介護分科会

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

(介護保険)

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(保険者)

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

(国民の努力及び義務)

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

(介護認定審査会)

第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)を置く。

(介護給付の種類)

第40条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

- (1) 居宅介護サービス費の支給
- (2) 特例居宅介護サービス費の支給
- (3) 居宅介護福祉用具購入費の支給
- (4) 居宅介護住宅改修費の支給
- (5) 居宅介護サービス計画費の支給
- (6) 特例居宅介護サービス計画費の支給
- (7) 施設介護サービス費の支給
- (8) 特例施設介護サービス費の支給
- (9) 高額介護サービス費の支給

(基本指針)

第116条 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項
- (2) 次条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- (3) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村介護保険事業計画)

第 1 1 7 条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

(3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

(4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)第 46 条の 18 に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(保険料)

第 1 2 9 条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定める

砥部町・広田村合併協議会の協議項目参考法令資料

ところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

- 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
- 4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

(保険料の減免等)

第142条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)

(介護認定審査会の委員の定数の基準)

第5条 法第15条第1項に規定する認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、認定審査会の要介護認定(要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定及び要介護認定の取消しを含む。第46条において同じ。)又は要支援認定(要支援更新認定及び要支援認定の取消しを含む。同条において同じ。)に係る審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村が必要と認める数の第9条第1項に規定する合議体を認定審査会に設置することができる数であることとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第7条 認定審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 認定審査会は、会長が招集する。

2 認定審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 認定審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

協議第 18 号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 12 月 8 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

行政連絡機構の取扱いについて
1. 2 町村の区の区域及び名称については、現行どおり新町に引き継ぐものとする。
2. 区長会については、砥部町の例により、合併時に統一するものとする。
3. 区長の身分は、町長からの委嘱とし、任期は 1 年とする。
4. 広田村の集落活性化補助金は廃止し、合併時に新たに制度等を創設する。
5. 地縁による団体については、現行どおり新町へ引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	行政連絡機構の取扱い	協議番号	19
専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務・文書・広報分科会

1. 2町村の区一覧

砥 部 町				広 田 村		調整内容
区 名	世帯数	区 名	世帯数	区 名	世帯数	
万年	34	山並	212	満穂	24	2町村の区の区域及び名称については、現行どおり新町に引き継ぐものとする。
千里	6	大角蔵	19	篠谷	17	
二ツ木	6	七折	28	玉谷	32	
立野	1	川井	109	大内野	41	
川上	26	川井団地	77	中野川	30	
川中	38	大畑	102	高市1	37	
川下	60	あかがね	96	高市2	28	
大平	26	頭ノ向	259	総津1	40	
岩谷	48	上原町	60	総津2	42	
岩谷口	141	原町	362	総津3	64	
久保田	143	南ヶ丘	223	多居谷	25	
大谷	101	南ヶ丘北	114	仙波	27	
天神	288	高尾田	1,023			
客	121	上野	176			
中通	55	県団地	455			
上ノ山	98	八瀬	123			
戎	135	田ノ浦	18			
射場	25	三角	69			
鵜ノ崎	7	麻生	165			
外山	116	拾町	140			
五本松	235	重光	295			
北川毛	421	八倉	86			
富士	76					
向南台	203					
千足	159					
宮内	497					
上南台	72					
幸田	148					
さかえ	150					
永立寺	138					
		計 52区	7,785	計 12区	407	

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	行政連絡機構の取扱い	協議番号	19
専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務・文書・広報分科会

2. 自治会及び自治会長

砥部町	広田村	調整内容
<p>【目的】 行政各種事業への協力 区長会への出席</p> <p>【事業】 広報等配布 毎月1回、随時 各種調査依頼・回収及び募金等集金等 区長会 年5回、随時 区長会研修 年1回 2泊3日 次の事業は区長からの要望により町が実施 ・防犯等の設置 ・防火水槽の設置 ・消火栓、器具庫の設置 ・ごみ集積所の設置</p> <p>【区長数】 50区に各1人(区数は52区)</p> <p>【任期】 任期は区によって様々</p> <p>【委嘱】 していない</p> <p>【報酬及び旅費】 報酬 会 長(1名) 169,000円/年 副会長(3名) 146,000円/年 幹 事(6名) 137,000円/年</p>	<p>【目的】 一般住民に対し発する通達、通知、照会及び調査に関する事務並びに徴税に関する事務の円滑をはかるため、連絡指導を行う職員として区長を設置する</p> <p>【事業】 広報等配布 毎月1回、随時 各種調査依頼・回収及び募金等集金等 区長会 年2回、随時 区長研修 2年1回 1泊2日 次の事業は区長からの申請により村が実施 ・防犯等の設置 ・防火水槽の設置 ・消火栓、器具庫の設置</p> <p>【区長数】 12区に各1人</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【委嘱】 村長が委嘱</p> <p>【報酬及び旅費】 報酬 1人年額66,000円</p>	<p>区長の身分については、町長からの委嘱とし、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>なお、自治活動費についても、砥部町の例により調整する。</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

<p>区 長(40名) 129,000円/年</p> <p>旅費</p> <p>砥部町職員の旅費に関する条例の例による。</p> <p>【自治活動費】</p> <p>(目的)</p> <p>行政からの配布物の配布協力及び地区放送の放送協力並びに自治活動の援助金</p> <p>均等割 40,000円</p> <p>世帯割</p> <p>～ 50世帯 400円×世帯数</p> <p>51～100世帯 300円×世帯数</p> <p>101～200世帯 200円×世帯数</p> <p>201～400世帯 100円×世帯数</p> <p>401世帯～ 50円×世帯数</p> <p>平成15年度実績 計3,914,600円</p>	<p>旅費</p> <p>7級の職務にある職員の額</p>	
--	-------------------------------	--

3. 自治会長会

砥部町	広田村	調整内容
<p>【名称】</p> <p>砥部町区長会</p> <p>【目的】</p> <p>砥部町区長会は、区長相互の連絡協調をもって砥部町自治行政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【活動内容】</p> <p>1. 町行政に対する積極的協力及び自治行政の研究会</p> <p>2. 議会並びに町当局に対する意見具申</p> <p>3. 区長相互の親睦</p> <p>4. その他必要と認める事項</p>	<p>該当組織なし</p>	<p>合併時に砥部町の例により調整する。</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砥部町区長会会則あり。 ・会議（総会及び役員会）は会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 ・慶弔に関する申し合わせ事項あり。 ・砥部町区長表彰要綱（概ね10年以上の永年勤続区長を表彰）あり。 		
---	--	--

4．自治会補助金

砥部町	広田村	調整内容
	<p>【補助金】</p> <p>広田村集落活性化補助金（広田村集落活性化補助金交付要綱による）</p> <p>均等割 100,000 円</p> <p>世帯割 1 世帯当たり 4,000 円</p> <p>人口割 1 人当たり 600 円</p> <p>平成15年度予算 5000 千円</p> <p>対象区 12 区</p>	<p>集落活性化補助金は廃止し、合併時に新たに制度等を創設する。</p>

5．地縁による団体

砥部町	広田村	調整内容
<p>【認可団体数】</p> <p>1 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩谷区 平成10年3月24日認可 	<p>【認可団体数】</p> <p>2 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉谷区 平成7年3月1日認可 ・篠谷区 平成8年1月4日認可 	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>

協議第 19 号

情報公開制度の取扱いについて

情報公開制度の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 12 月 8 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会長 中村剛志

記

情報公開制度の取扱いについて
1. 情報公開制度の取扱いについては、合併時に砥部町の例により調整する。
2. 個人情報保護については、合併時に新たに制度等を創設する。
3. 文書管理の取扱いについては、合併時に砥部町の例により調整する。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	情報公開制度の取扱い	協議番号	27
専門部会名	総務専門部会	分科会名	総務・文書・広報分科会

1. 情報公開制度

砥部町	広田村	調整内容
<p>【名称】 砥部町情報公開条例 平成14年4月1日施行</p> <p>【実施機関】 町長(水道事業管理者の職務を行う町長を含む。) 議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会</p> <p>【対象文書】 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図書及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関が保有しているものをいう。</p> <p>【公開請求者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・町内の事務所又は事業所に勤務する者 ・町内の学校に在学する者 ・実施機関が行なう事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体 	<p>【名称】 広田村情報公開条例 平成14年4月1日施行</p> <p>【実施機関】 村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会</p> <p>【対象文書】 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。)及びこれらに類するもの(以下「文書等」という。)であって、当該実施機関が保有しているもの</p> <p>【開示請求者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に住所を有する者 ・村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・村内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・村内の学校に在学する者 ・前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体 	<p>合併時に砥部町の例により調整する。</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

<p>【非公開公文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報 ・法人等に関する情報 ・法令秘情報 ・公共の安全等に関する情報 ・国等関係情報 ・審議、検討又は協議に関する情報 ・事務又は事業に関する情報 <p>・上記の部分が容易に除くことができる場合は部分公開をする。</p> <p>【公開請求に対する決定】</p> <p>当該公開請求があった日から起算して 15 日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。</p> <p>期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、公開請求があった日から起算して 60 日を限度として、上記の期間を延長することができる。</p> <p>【非公開決定に対する救済措置】</p> <p>実施機関は、公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、砥部町情報公開審査会に当該不服申立てに対する裁決又は決定について諮問する。</p> <p>【費用】</p>	<p>・前記以外の者から開示請求の申し出があったときは、これに応じるよう努めるものとする</p> <p>【非公開公文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報 ・法人等に関する情報 ・法令秘情報 ・公共の安全等に関する情報 ・審議、検討又は協議に関する情報 ・事務又は事業に関する情報 <p>・上記の部分が容易に除くことができる場合は部分公開をする。</p> <p>【開示請求に対する決定】</p> <p>当該開示請求があった日から起算して 15 日以内に、当該開示請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。</p> <p>期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から 30 日を限度として延長することができる (開示決定等の期限の特例あり)</p> <p>【非公開決定に対する救済措置】</p> <p>行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法である場合を除き、遅滞なく、広田村情報公開審査会に諮問する。</p> <p>【費用】</p>	
--	---	--

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

<p>(1) 公文書の写しの作成に必要な費用の額は、写し1枚につきモノクロームの場合10円、カラーの場合80円とする。</p> <p>(2) 業者に委託するなどの方法により写しを作成する場合は、当該委託等に要した費用の額とする。</p> <p>(3) 公文書の写しの郵送に必要な額は、切手代相当額となる。</p>	<p>交付に要する費用を負担しなければならない</p>	
--	-----------------------------	--

2. 情報公開審査会

砥部町	広田村	調整内容
<p>砥部町情報公開審査会 委員 3名以内 弁護士、学識経験者（大学教授、行政相談委員）等 委員報酬 1日15,000円 任期 2年 平成14年度の開催回数 0回</p>	<p>広田村情報公開審査会 委員 5名以内 優れた識見を有する者のうちから村長が委嘱 委員報酬 未決定 任期 3年 平成14年度の開催回数 0回</p>	<p>合併時に砥部町の例により調整する。</p>

3. 個人情報保護

砥部町	広田村	調整内容
<p>関係例規 ・砥部町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 ・同条例施行規則 ・砥部町住民基本台帳ネットワークシステム</p>	<p>関係例規 広田村電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 広田村電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則 広田村住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに関する規程 操作者用ICカード及びパスワード</p>	<p>個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が制定、改正され、平成17年5月までに施行される。両町村には、電子計算組織に係る個人情報の保護に関する制度はあるが、それ以外の</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

	ードに関する管理要綱	ものがないため、法律が施行されるまでに(合併時)新たに制度を創設する。
--	------------	-------------------------------------

4. 文書管理

砥部町	広田村	調整内容
<p>【文書管理システム導入状況】 導入済</p> <p>【文書の分類】</p> <p>法規文書 令達文書 指令文書 公示文書 一般文書</p> <p>【文書保存方法】</p> <p>文書は、分類ごと、保存年限ごとにフォルダーに入れ、キャビネットに収納する。</p> <p>年度終了から1年以上経過した文書は、保存年限ごとに保存箱に置き換えをし、総務課に引き継ぎ、保存期間が満了するまで保存する。</p>	未実施	合併時に砥部町の例により調整する。

協議第 2 0 号

窓口業務の取扱いについて

窓口業務の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 8 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

窓口業務の取扱いについて
窓口業務の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、調整に努めるものとする。 1．証明書等の発行・異動手続きについては、合併時に電算システムを統一し、住民サービスの向上に努める。 2．昼時間窓口業務は、本庁・支所ともに実施するものとする。 3．夜間、土・日・祝日の対応は、本庁・支所ともに、現行どおりとする。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	窓口業務の取扱いについて		協議番号	31
専門部会名			分科会名	
項目	砥部町	広田村		
証明書等の発行・異動 手続き				
印鑑証明書	電算処理	原簿コピー		
住民票、転出証明	電算処理	電算処理		
戸籍謄抄本、附票	電算処理	原簿コピー		
除籍謄抄本	電算処理	原簿コピー		
身分証明書	電算処理	手書き		
埋葬、火葬許可	手書き	手書き		
昼休みの対応	職員が交代勤務で対応		日直（職員）で対応	
夜間対応	宿直（職員）で対応		宿直（委託）で対応	
土・日・祝日の対応	昼間は日直（職員）で対応 夜間は宿直（職員）で対応		昼間は日直（職員）で対応 夜間は宿直（職員又は委託）で対応	

協議第 2 1 - 1 号

上・下水道関係事業の取扱いについて

上水道関係事業の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 8 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

上水道関係事業の取扱いについて
1 . 2 町村の上水道事業、簡易水道事業及び給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2 . 地域による水道組合及び地元管理の給水施設等については、新町において検討する。
3 . 水道料金については、平成 1 7 年度に基本料金を、平成 1 8 年度に従量料金を砥部町の例により、調整する。
4 . 新規加入金、加入手続き、異動事務等については、合併時に砥部町の例により調整する。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	上・下水道関係事業の取扱いについて	協議番号	39
専門部会名	産業建設部会	分科会名	水道分科会

1. 水道事業

砥部町	広田村	調整案
<p>【給水区域】</p> <p>上水道事業 ほぼ全域</p> <p>簡易水道事業 万年地区</p> <p>【概要】</p> <p>上水道事業 給水人口 20,519人 計画給水人口 24,265人</p> <p>簡易水道事業 給水人口 73人 給水計画人口 170人</p>	<p>【給水区域】</p> <p>簡易水道事業 総津、大内野地区</p> <p>【概要】</p> <p>簡易水道事業 給水人口 546人 計画給水人口 557人</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

2. 水道使用料

砥部町	広田村	調整案
<p>【水道使用料】</p> <p>メーターの 使用水量 基本料金 口径 (月額)</p> <p>13mm 10立方メートルまで 870円 20mm " 1,170円 25mm " 1,720円 30mm " 2,200円 40mm " 4,120円 50mm " 5,250円 75mm " 10,930円 100mm " 14,870円</p> <p>従量料金(月額)は、10立法メートルを超える分、1立法</p>	<p>【水道使用料】</p> <p>メーターの 使用水量 基本料金 口径 (月額)</p> <p>関係なし 10立方メートルまで 770円</p> <p>従量料金(月額)は、10立法メートルを超える分、1立法</p>	<p>水道料金については、平成17年度に基本料金を調整し、平成18年度に従量料金を砥部町の例により調整する。</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

<p>メートルにつき 125 円 100mm を超えるものは町長が別に定める。 臨時使用は、基本料金なし、1立法メートルにつき 250 円</p> <p>【徴収】 2 カ月ごとに賦課</p>	<p>につき 70 円</p> <p>【徴収】 1 カ月ごとに賦課</p>	
---	---	--

3 . 新規加入

砥部町	広田村	調整案
<p>【給水装置の新規申込】 「給水装置工事申込書」「工事費等明細書」「給水工事図面」を提出。</p> <p>メーターのみ貸与。 管理者が設置し、水道の使用者又は管理人もしくは給水装置の所有者が保管。</p> <p>材料（止水栓、管）は町の指定品を購入</p> <p>【加入金の徴収】 対象者 水道の供給を受けるための給水装置の新設をする者で、管理者の承認を受けた者。 既に受けている給水装置の改造（口径増の時のみ）をする者で、管理者の承認を受け</p>	<p>【給水装置の新規申込】 指定なし</p> <p>メーター、止水栓、両水機ボックスを貸与。給水装置設置の際に業者が設置し、水道の使用者又は管理人もしくは給水装置の所有者が保管。</p> <p>指定なし</p> <p>【加入金の徴収】 なし</p>	<p>合併時に砥部町の例により調整する。</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

<p>た者。その場合、新口径に対応する額と旧口径に対応する額の差額とする。</p> <p>加入金の金額</p> <table border="0"> <tr> <td>口径 13mm</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>口径 20mm</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>口径 25mm</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>口径 30mm</td> <td>350,000 円</td> </tr> <tr> <td>口径 40mm</td> <td>700,000 円</td> </tr> <tr> <td>口径 50mm</td> <td>1,200,000 円</td> </tr> <tr> <td>口径 75mm 以上</td> <td>管理者が定める</td> </tr> </table> <p>(消費税別途必要)</p> <p>減免 公益上その他特別の理由があると認めるときは、条例によって納付しなければならない料金、加入金、その他の費用を減額又は免除することができる。</p> <p>還付 還付しない。ただし、工事を中止、又は変更したときは、既納の加入金の一部を還付することができる。</p>	口径 13mm	50,000 円	口径 20mm	100,000 円	口径 25mm	200,000 円	口径 30mm	350,000 円	口径 40mm	700,000 円	口径 50mm	1,200,000 円	口径 75mm 以上	管理者が定める		
口径 13mm	50,000 円															
口径 20mm	100,000 円															
口径 25mm	200,000 円															
口径 30mm	350,000 円															
口径 40mm	700,000 円															
口径 50mm	1,200,000 円															
口径 75mm 以上	管理者が定める															

4. 異動事務

砥部町	広田村	調整案
<p>【使用者変更】</p> <p>アパート・借家</p> <p>入退居ごとに申請書の提出 (給水装置使用者変更届)</p>	<p>【使用者変更】</p> <p>アパート・借家</p> <p>入退居ごとに口頭による申込</p>	<p>合併時に砥部町の例により調整する。</p>

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

<p>【所有者変更】 申請書には旧使用者の押印をお願いする。 「給水装置所有変更届」</p> <p>【休止】 メーターの取外し。権利はそのまま有する。後において再開する場合において加入分担金は納入の必要なし。 窓口において、申請書「給水装置使用者変更届」を提出する。 メーターの取外しは、撤去するものの負担とする。 取外日までの日数で基本料金、使用量により超過料金を算定する。</p> <p>【取り付け・取外し料】 取付又は取外し 取替</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>1,800 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>3,000 円</td> <td>4,200 円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>3,000 円</td> <td>4,800 円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>3,600 円</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>4,200 円</td> <td>6,600 円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>6,000 円</td> <td>9,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	金額	金額	13mm	1,800 円	3,000 円	20mm	2,400 円	3,600 円	25mm	3,000 円	4,200 円	30mm	3,000 円	4,800 円	40mm	3,600 円	5,400 円	50mm	4,200 円	6,600 円	75mm	6,000 円	9,600 円	<p>【所有者変更】 規定なし</p> <p>【休止】 メータの取外し。権利はそのまま有する。 停止、再開は口頭により申し込む。 メーターの取外しは原則行わない。 取外日までの使用量により超過料金を算定する。</p> <p>【取り付け・取外し料】 規定なし</p>	
口径	金額	金額																								
13mm	1,800 円	3,000 円																								
20mm	2,400 円	3,600 円																								
25mm	3,000 円	4,200 円																								
30mm	3,000 円	4,800 円																								
40mm	3,600 円	5,400 円																								
50mm	4,200 円	6,600 円																								
75mm	6,000 円	9,600 円																								

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

5. 簡易給水施設

砥部町	広田村	調整案
	専用水道 1カ所 県条例水道 1カ所 簡易給水施設 13カ所	新町において検討する。

協議第 2 1 - 2 号

上・下水道関係事業の取扱いについて

下水道関係事業の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 8 日提出

砥部町・広田村合併協議会
会 長 中 村 剛 志

記

下水道関係事業の取扱いについて
1．公共下水道事業については、上位計画との整合性を判断し、砥部町の現計画を進める。
2．広田村の農業集落排水事業、施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3．農業集落排水事業に関係する条例、規則等は、新町で制定する下水道条例に合わせ、調整する。

平成 年 月 日確認

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	上・下水道関係事業の取扱い	協議番号	39
専門部会名	厚生分科会	分科会名	下水道分科会

1. 公共下水道

砥部町	広田村	調整案
<p>【事業の目的】 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>【概要】 全体及び認可計画 公共下水道 計画処理面積：447.0ha 計画処理人口：23,100人 計画汚水量：10,610m³/日 (最大12,650m³/日) 排除方式：分流方式 事業期間：平成17年～平成47年(予定)</p> <p>【総事業費】 23,600,000,000円</p>		砥部町の現計画で進める。

2. 集落排水事業

砥部町	広田村	調整案
	<p>【概要】 広田地区 全体計画及び認可計画 計画処理面積：7.4ha 計画処理人口：240人 計画汚水量：79.2m³/日</p>	広田村の農業集落排水事業、施設については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。農業集落排水に関する条例・規則(使

砥部町・広田村合併協議会の調整方針説明資料

	<p>処理方式：連続流入間欠ばっ気方式（JARUS-14型）</p> <p>事業期間：平成7年度～平成12年度</p> <p>その他（計画区域）</p> <p>総津地区</p> <p>高市地区</p> <p>【使用料等】</p> <p>下水道使用料：集落排水施設維持管理費等を賄うため、集落排水施設利用者から使用料を徴収する。</p> <p>下水道使用料：定額制</p> <p>一般家庭基本料金</p> <p>1世帯当たり 2,400円</p> <p>人員割1人当たり 350円</p> <p>*消費税は外税</p> <p>加入金：施設の維持管理及び使用に要する費用</p> <p>新規加入金：15万円</p>	<p>用料、加入金等)は、新町で制定する下水道条例に合わせ、調整する。</p>
--	---	---

そ の 他

第 5 回 砥部町・広田村合併協議会の日程について

開催日程

日時：平成 1 6 年 月 日 () 時 分から

場所：

砥部町・広田村合併協議会開催一覧表

区 分	開催町村	開催場所	開 催 日 時
第 1 回	砥部町	文化会館	平成 15 年 9 月 4 日 (木) 14 : 00
第 2 回	広田村	中央公民館	平成 15 年 10 月 2 日 (木) 14 : 00
第 3 回	砥部町	文化会館	平成 15 年 11 月 6 日 (木) 14 : 00
第 4 回	広田村	農業研修センター	平成 15 年 12 月 8 日 (月) 14 : 00
第 5 回	砥部町		平成 16 年 1 月 日 ()
第 6 回			